

令和3年度 第10回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和3年8月31日(火) 10時30分～12時25分
開催場所	横浜市役所18階 みなと6・7会議室
出席委員	奥委員(会長)、菊本委員(副会長)、上野委員、押田委員、片谷委員、酒井委員、田中稲子委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	五嶋委員
開催形態	公開(傍聴者 5人)
議 題	1 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書について 2 (仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書について
決定事項	令和3年度第8回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
<p>議事</p> <p>1 令和3年度第8回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書について</p> <p>ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。</p> <p>イ 質疑</p> <p>【奥会長】 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について御意見等ございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>【酒井委員】 すみません、酒井です。</p> <p>【奥会長】 はい。</p> <p>【酒井委員】 忘れてしまったのですけれど、植物への影響のところ「臭いが」とあったのですけれど、私が言い間違えたのか、聞き間違えたのかは分からないのですけれど。</p> <p>【奥会長】 どこでしょうか。先ほど酒井委員の御指摘でということで、ページを戻っていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>【酒井委員】 植物のところですか。</p> <p>【事務局】 11-1ですね。</p> <p>【酒井委員】 そうです。「工事で発生する臭いなどの影響」とありますが、植物に対する臭いの影響は意味を成さないもので、何かの間違いです。臭いではなく、攪乱など。</p> <p>【奥会長】 はい、ここは、事務局で確認をしていただいて、修正をお願いいたします。確かに変です。</p> <p>【事務局】 分かりました。</p> <p>【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。</p> <p>【酒井委員】 よろしいでしょうか。それでは、特に御意見等ないようでしたら、事業者に入場していただき、補足資料と先日開催されました説明会開催報告について説明を受けたいと思います。</p> <p>ウ 事業者資料について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明内容につ</p>	

いて、御質問、御意見、お願いしたいと思います。挙手をしていただければと思います。酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】

酒井です。色々御検討いただき、どうもありがとうございます。生物、生態系に関する事なので、今回、(補足資料 21 で) エコトーンという言葉が使われていますけれど、ビオトープの模式図を作っていて、だいぶ検討いただいていることが理解できました。何点かあるのですが、まず、示していただいた概念図のページ(補足資料の 10 ページ)の左側の図(環境保全措置のイメージ)と右側のイメージ(環境区分のエコトーン断面イメージ)が少しずれており、左側では水路が端にきて、そこから始まっているのですが、右の図では水路の右側にも、確保されているのではないですか。そのような構造は大切だと思うので、このイメージに沿うように実際の計画を作っていただければと思います。

それから、左側の図はスケールが出ていないが、湿地が今の田んぼのところかと思うので、そうすると大体のサイズが分かるのですが、細長い立地ということで、全体で 1.5ha というところで、事業との兼ね合いで面積に連関しますけれども、重要だと思ったのは、個体群の維持の観点からこのような計画にしました、確保しましたと何度か繰り返されてきました。つまり、注目する、それぞれの種の個体群維持にとって適切な面積だと事業者は考えているとのことなのですが、その根拠があれば教えてくださいということです。

草地についても、この中で確保する分が草地の生態系の維持に寄与するという説明があったと思うのですが、現状、草地環境というのはものすごい面積があるので、これに依存した生態系がこれでどれ位担保されるのかは、少し説明がいるのではと思いました。

(本事業に係る) 前回か前々回(の審査会)、(または)この審査会ではなく別の会議だったのかもしれないですが、常々言っているのは、この中だけで地域個体群の維持を完結させるということは、必ずしも必要ではないと思っていて、周辺の土地の利用の状況、周辺の生息地がどのように広がっているのか、連続性がどうかということを何度も聞いたりして、例えば、そちらに(周辺に)大規模な個体群があるとなれば、大切なのは生物個体ではなく、余程重要なものは個体が重要なのですが、地域個体群の維持となるので、周辺にどれ位退避できるのか、あるいは(存在して)いるかということが重要な指標になると思うのです。調査するのも大変だということもあると思うのですが、そうではなく、事業者はあくまでもこの中の地域個体群の存続ということを重視され、保全を行うという議論に聞こえるので、そうなのであれば、これで大丈夫と言っていたかかないと困ると言いますか、丁寧に(説明)していただければと。造ってみたいけれど絶滅してしまいましたでは困るので、きちんと考えていただければと思いました。以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。事業者の方、現時点で、何かお答えございますか。

【土地区画整理事業者】

はい、何点かお答えします。イメージに合うように整備して欲しいということにつきましては、私どもが整備するのですが、今後、しっかり、公園事業者も含めて、イメージに合う形を考えていきたいと思っています。

スケールが抜けているなどについては、今後、検討させていただければと思います。

個体群の話と草地の環境の話につきましては、持ち帰って、次回以降にお答えさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

【酒井委員】 はい、お願いします。

【奥会長】 はい、それでは、藤倉委員、その後、片谷委員、田中修三委員、横田委員の順番でお願いしたいと思います。藤倉委員、どうぞ。

【藤倉委員】 補足資料 25『建設発生土について』です。「まだ具体的な搬出先や計画は決まっていません」と書かれているのですが、準備書では「埋め立てる計画です」と明記をしていますので、準備書の方でもう少し、補足資料にあるようなことをきちんと書いていただきたいと思います。特に、準備書では、建設発生土の環境保全措置が、建設発生土の場内利用ということだけしか書かれていないのですが、準備書にあるように約 280 万 m³の建設発生土が出て、約 210 万 m³は場内利用するけれど、約 70 万 m³は場外に搬出すると言っているわけです。昨今の熱海の土石流の原因となっているのも建設発生土の不適切な処分な訳で、出したものが適切に処分されるかどうかは、発生者がきちんと環境保全措置として責任をもっていただくべきだと思います。廃棄物と違って建設発生土は、どこにどのようにいくのかということや管理する一貫した法律がありませんので、やはりアセスのところ、どのように責任をもって、処分される土はどのように配慮するかということや評価書にはもう少しきちんと記載していただきたいと思いますということをお伝えしたいと思います。有効利用出来なかった場合にはどうするかということを書いていただきたいと思いますということです。意見として申し上げます。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。事業者の方、御検討、よろしいですか。

【土地区画整理事業者】 はい、検討させていただきたいと思います。

【奥会長】 はい、お願いします。それでは、片谷委員、どうぞ。

【片谷委員】 はい、片谷です。前の審査会の時から色々厳しい指摘をさせていただいてきたのですが、今回御解答いただいた内容も非常に前向きに回答していただいているので、大変ありがたいという表現は正しくないかもしれませんが、適切に御解答いただいていると思っています。モニタリングは法律上の制度に無いわけですが、今回、このような計画であるということを示していただいたので、これに沿って進めていただくようお願いしたいわけですが、実際に工事が始まれば、色々、現時点で想定できない状況が発生することも十分ありえることですので、臨機応変と言いますか、状況の変化に応じた適切な対応を、モニタリングに関しても実施していただきたいと思いますということも補足として申し上げておきたいと思っています。今回御回答いただいた内容については、了解いたしました。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは、次、田中修三委員、どうぞ。

【田中修三委員】 はい、私の方からは、私の質問に対する御解答について 2、3 お話ししたいと思います。補足資料 16 について、環境保全措置をとった場合の予測される水質の変化を計算し直していただきまして、結果としては、

現状悪化は避けられそうだとということで、よろしいかと思えます。この考え方も結構だと思えます。準備書の段階では、和泉川については現状悪化の予測がされていたわけで、それに対して環境保全措置をとるという文章のみで進んでいたのですけれど、是非、次の段階の評価書では、このような環境保全措置をとることによって、環境保全措置の効果が十分期待出来るということ、ある程度、このように定量的に書けると分かりやすいと思えますので、是非、評価書にも入れていただければと思います。

それから補足資料 17 なのですが、大門川及び相沢川の暗渠化による影響についてですが、ここに色々丁寧に説明が出ていまして、分かりやすくなったのですが、少し誤解があるようでして、BOD が上流側と下流側でだいぶ BOD が除去されて水質浄化機能が働いているけれど、暗渠化によってそれがどうなるかという案件なのですが、水質の浄化機能というのは、光合成が直接浄化に働いているのではなく、藻類による光合成というのはあくまでも水中の酸素を供給していると。その酸素を利用して好気性細菌が溶存有機物を分解してくれているので BOD が低下しているということなのです。文章の中に何箇所か誤解があるので、今日、ここで指摘すると時間がかかりますので、私の方から、ここはこのような内容にした方がよいというようなことを事務局に提案しますので、それを見て再度検討していただければと思います。

それと、上流側に工場地帯があって、工場排水が流れてきているということで BOD が結構高いということなのですが、直接の原因が、土砂が堆積していることということなのですが、仮に土砂が有機物を含むような土砂で、そこから有機物が溶出して BOD が高くなるのであれば、溶存有機物ですので、防止柵を設けてもほとんど効果はないです。おそらく、これは土砂というよりも上流側の工場排水、一応処理はされていますけれど、排水基準が BOD は 25mg/L だったと思えますので、その中に、例えば懸濁物質が入っていて、そのようなものが長い間に堆積してしまって、そこから溶出しているということであれば、あくまでも堆積物が高い BOD の原因であるということであれば、浚渫するか、あるいは工場排水の水質をもっと良くするしかないのではないかと思いますので、この辺の対策はあまり効果的ではないと思えます。その辺も含めて提案をしたいと思えますので、検討していただければと思います。

補足資料 18 の災害用井戸の影響についてですが、ここも説明で大体分かったのですが、補足資料 9 の表（第 8 回審査会会議資料の補足資料 14 ページ）の注釈を（前回）読まなかったのですが、今回読んでみて、「表層（深度 0～0.5m）は平成 29 年度調査結果、その他は平成元年度調査結果」と記載されています。すなわち深度 1m～10m まで土壌が測定されているのですけれど、これは平成元年度の調査結果ということだったのです。同時に地下水の水質も平成元年度のデータでしょうか。

【土地区画整理事業者】

平成ではなく、令和です。すみません。

【田中修三委員】

令和であれば良いのです。30 年位前のデータということで、これはおそらく返還前のデータだと思って心配したのです。これは返還後、令和ですか。

【土地区画整理事業者】

申し訳ございません。

- 【田中修三委員】 はい、分かりました。では、そこは訂正していただければと思います。では、地下水も令和元年度の調査結果ですか。
- 【土地区画整理事業者】 はい、そうです。
- 【田中修三委員】 はい、分かりました。それは訂正していただければと思います。
地下水の方は事後調査で井戸の方も調査していただけるということで、これは大変良いことだと思います。地下水の事後調査について、計画がある程度立っているのであれば、例えば、場所は分かりましたが、どの辺りの水位を測るのかとか、防衛省の水質は1mとか、2mとか、一番深くても5m位のところでしたか。採水点がどこなのか分からないのですけれど、場合によっては、特に重金属のような、汚染物質が水よりも密度の高いもの場合は下の方に沈殿してしまうと言いますか、密度が大きいですから、下の方の汚染も考えられるので、その辺りは可能な限り工夫していただければと思います。水質の測定地点、採水地点です。
補足資料 20 汚染土壌の掘削除去について、太字で入れていただきましたけれど、集水樹を設ける等の対策をとるとということと、養生シートの敷設等も行うということなのですが、これはこれで大変結構だと思うのですけれど、おそらく効果の高いのは養生シートだと思います。したがって、汚染土壌の掘削工事中に雨が降りそうだという時には、養生シートを掛けるということで、おそらく集水樹よりもずっと効果的だと思いますので、その辺を含めて対策としていただければ、汚染の拡散が防げるのではないかと思います。
私の方から以上です。モニタリングについても大変結構ですので、是非これでやっていただければと思います。よろしく願いいたします。以上です。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございました。補足資料 17 については、後ほど、また田中修三委員から個別に御助言いただければと思います。
では、横田委員、お願いします。
- 【横田委員】 はい、出来る限り簡潔にテンポ良くお伺いできればと考えます。排水計画と今回示していただいている環境保全措置（補足資料 21）の関係なのですけれど、10 ページの図の水路というのは、相沢川の切り回した暗渠化された水路という理解でよろしいのか、あるいは、別の水路なのか、お伺いできればと思います。
- 【土地区画整理事業者】 今考えているのは、相沢川を切り回した水路から別に取水をしまして、ここに流すような計画で考えているところでございます。
- 【横田委員】 そうしますと、その東側に調整池を計画されているという理解でよろしいのでしょうか。
- 【土地区画整理事業者】 調整池は東側です。
- 【横田委員】 西側に切回しの相沢川の下流部がくるというイメージでよろしいのでしょうか。
- 【土地区画整理事業者】 今、その辺の細かい構造については、検討はしているのですけれど、調整池に先に入れるのか、それとも取水してから入れるのかについて、今、具体的な検討を進めているところです。
- 【横田委員】 そうなのですか。そこがやはり排水計画と環境保全措置の連携が、今一つ具体的ではないなというところで、調整池 3 が地下式であるということの必要性（の説明）が、まず必要ではないかと思えます。湿地環境

を造るのであれば、調整池を地上化して、そこを湿地にして、東側に乾性の草地をもってくるという考え方もできると思うのですが、なぜこの調整池は地下化なのでしょう。

【土地区画整理事業者】

調整池3につきましては、今、土地利用を含めて色々検討しているところでして、結構大きな面積を使うことから、将来の土地利用を踏まえて地下化を想定しているところです。

【横田委員】

上部の土地利用ということでしょうか。

【土地区画整理事業者】

上部の土地利用です。

【横田委員】

ということは、環境保全措置のゾーンは、人工的な土地利用が東側に配置されるという理解でよろしいでしょうか、公園内の土地利用としてですけど。

【土地区画整理事業者】

公園内の土地利用が図られると考えて御理解いただければと思います。

【横田委員】

いわゆるビオトープ的な環境に、この湿地と、単なる湿生草地になるかと思いますが、湿生草地が並ぶという理解でよろしいですか。

【土地区画整理事業者】

10 ページに記載している図面のところは、地形上、非常に窪んだところでして、地形的には東側に小高いところがあるのです。その地下に調整池を造るイメージで考えていただければと思います。

【横田委員】

西側には、湿地、草地をモザイクにするということは、ある意味、湿生草地単体での面積が非常に限定されて、湿地も分断的に配置されるような、棚田と放棄水田が並ぶようなイメージになる感じがするのですが、そのような環境づくりで生息環境として乾性草地を要する生物全体に対する保全措置としては、十分なのかというところに疑問がありまして、やはり、まとまった環境をつくったうえで、全体としてモザイクなのであればわかるのですが、非常に小さな環境の集まりをモザイク的に造ることの意義は、先程の個体群の評価として重要ではないかという話がありましたけれど、そこをきちんと説明できるようにしていただきたいと思います。

乾性草地の方について2点目なのですが、農地に関して、今回、補足資料23で農道と農地間の空間、いわゆる畦的な環境かと思うのですが、農地間の空間とされていますけれど、これはかなり重要な乾性草地の空間になってくるのではないかと思います。地下化してできる盛土空間の周辺の草地環境の創り方、これが環境保全措置としても非常に重要になってくるので、これ、非常に線的に造ってしまうと、面的な乾性草地の保全に繋がってこないと思いますので、そこをできる限り具体的にしていきたいと思いました。

補足資料24の動植物、13ページの図なのですが、赤線1本の意味があまり良く分かりませんでした。直接的な影響があるのであれば、消失や縮小、分断に関することは直接的な影響と見受けられるのではないかと思いますので、生育環境の改変としては、赤線は、予測結果のところの4つの枠の左3つに該当するのではないかと思います。それから、環境保全措置の検討が、左2つ側からのみ出ているのですが、例えば、今回のように河川の形状を変えるということは、面積的には大きな変更はないのかもしれませんが、形状が変わると

か、あるいは分断によって水の流れが変わるということで、質が大きく変わるし、下流側であるとか、不随する環境への間接的な影響が生じるであろうと。これは、直接的な影響の波及効果なので、左から3番目のところにも該当するのではないかと思います。工事作業に該当するような程ではないのかと思いますが、赤線の根拠についてお伺いできればと思います。

4点目なのですが、湧水の話がありましたけれど、比較的浅い湧水で流動的なものだと考えますと、涵養域の設定と言いますか、湧水を持続的に保全するための空間的な評価に繋がるようなことを図化することはできないのでしょうかということをお伺いできればと思います。

3点まとめてお願いします。

【奥会長】

はい、お願いします。

【土地区画整理事業者】

1点目の地域個体群の話と、農地の線的、面的な具体的な話については、持ち帰らせていただきます。

2点目の13ページのフロー図について、今回、予測をした時に直接的影響、間接的影響、それぞれ予測として記載していたのですが、この事業自体が対象事業実施区域内を全部改変するということになりますので、直接的影響でも全改変されてしまった場合、間接的影響というものまで考慮するのではなくても、「生育環境への影響は大きい」にダイレクトに行ってしまうということも考えられますので、この赤の直接的影響でも全改変で全個体が消失するおそれがあるのであれば、そのまま間接的影響を経由せずに予測結果として影響は大きいという、直通的のラインも出てくるということで、赤い線を引かせていただきました。

湧水の表示については、現状、空間的な表示ができるだけのデータが現状、多分ないと思いますので、持ち帰らせていただいて、検討させていただきます。

【横田委員】

ありがとうございます。予測評価の考え方は非常に重要なところだと思っていて、重要な種の保全措置の根拠として、生息環境への影響は小さく、生息環境は保全、あるいは維持、あるいは保全されると書かれているケースがあると思うのです。これが直接的な影響ではないとすることは難しいのではないかと。1番左側の、全改変だけで説明できることではなくて、直接的影響として、生息地の消失、縮小、分断が生息環境に直接的に影響しているということを位置づけなければ、保全措置の根拠にした時に、間接的影響だけを保全すれば良いと誤解されると思うのです。環境保全措置の検討が左の2つからしか出ていないということも、いかがなものかと思っていて、やはり3つ含めて環境保全措置の検討ではないのかと思っていて、もう一度御検討いただければと思います。私からコメントとして以上です。

【奥会長】

では、最後の点も含めて御検討ください。

では、お待たせしました、田中伸治委員、どうぞ。

【田中伸治委員】

はい、田中です。私からは、補足資料15、関係車両の走行に関してです。今回の土地区画整理事業としては、将来、そこを利用する上物の利用者に効率的な車両の利用促進をお願いするのは理解したのですが、一方で、今後はここを通過する車両というのも現れるはずで、この場所が保土ヶ谷バイパスなども近いので、今回新たに南北を繋ぐ道路を

整備されるということになりますと、他の道路から迂回してそこを通過する車両も出てくると。そのような車両に関しては、やはり土地区画整理事業で対応をしなければいけないのではないかと思います。特に、今回、騒音の予測をしている No.7 地点を通る道路などは、今回新たに南北が繋がることで、交通量が増えて予測結果としても騒音の環境基準を超えてしまうというようなどころになっていますので、そのようなどころについては、やはり、この土地区画整理事業でも何らかの対応が必要ではないかと思うのですけれど、その辺り、いかがでしょうか。

【奥会長】

はい、お願いします。

【土地区画整理事業者】

今、即答ができない部分があるので、持ち帰らせていただきたいと思います。

【田中伸治委員】

はい、よろしく願いいたします。

【奥会長】

以上でよろしいでしょうか、田中伸治委員。

【田中伸治委員】

はい、以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございました。他に、先程、宮澤委員が手を挙げてらしたように思いますが、宮澤委員。

【宮澤委員】

はい、宮澤です。先程、酒井委員の質問にあった、新しい生息環境の創出の図面（補足資料 10 ページ）を出してください。

そこで酒井委員からもスケールが出ていないと発言がありまして、私も同感でして、今までの代償措置の移植のボリュームを見ますと、私たちから見て、この程度のものなのかと、あまりにも草を刈ってというような、しかもそこに移植して成功した例がたくさんはないと思います。ですので、必ず、このスケールと言いますか、規模について明記してください。

もう 1 つ。今回、草地と湿地を混ざるように配置されていますけれど、このようになる合理的理由があるのか、保全上、こうしたものが良い、その辺りの理由と言いますか、合理的な考え方をお教えいただきたい。この 2 点です。

【奥会長】

はい、酒井委員の御指摘と同じですので、また後日整理して、事業者から御回答いただきたいと思います。他の委員の方はいかがですか。

【事務局】

藤井委員が手を挙げておられます。

【奥会長】

藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】

今、同じところで質問させていただきたいのですけれども、暗渠化する水路のイメージが湧かなくて、（補足資料 14 の下の）イメージ図を見た時に、暗渠化した部分が丸で描かれていたのですけれども。相沢川の暗渠化したところが丸になっているのですけれども、これはパイプのようなもので切り回しや暗渠化の水路を造ることなのではないでしょうか。

【土地区画整理事業者】

はい、そのとおりです。丸か四角かはまだ確定はしていませんけれど、パイプ又はボックスカルバートで暗渠化する計画でございます。

【藤井委員】

もし、今後、検討の余地があるのであれば、単純に暗渠化したことで生物は利用できないというわけではないと思うので、例えば、水底の面積が広くなれば当然、水量、流水の速度も落ちるでしょうし、そこからまた湿地に向けて取水をするのであれば、うまくやれば、生物がそこを通ってその湿地に入る、出入りするという構造も検討できると思うのです。ですので、単純に暗渠化した部分は、生物は利用しないからどのよ

うなのでも良いというものではなく、もし、検討の余地があるのであれば、そこを生物が行き来できるようなものを検討してみたいかと思いましたが、以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。事業者の方、いかがですか。

【土地区画整理事業者】

御意見を聞きまして、そのような観点も含めて、今後、検討させていただきたいと思います。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょう。

田中稲子委員、どうぞ。

【田中稲子委員】

はい。今までの話と少し違いますけれど、温室効果ガスのことで、よろしいでしょうか。事後調査ですとか、モニタリングというのは、温室効果ガスに関して対象ではないと思うのですが、今日の資料には、特には無かったですが、(準備書に) 排出予測を書き添えているのですが、建設工事車両のエネルギー効率の高い、低燃費の車両を選んだであるとか、工事車両ルートが変わったり、様々な不確定要素がある中で、事業者として、この事業によって、どの程度、温室効果ガスをどの程度低減できたというようなことは、何らか公表する予定があるのか、姿勢と言いますか、御予定を伺えるとありがたいです。

【土地区画整理事業者】

貴重な御意見ありがとうございます。今の段階で、これに対してどうだったとか、この工事でのこのような影響があったかについて、公表するという考え方はないのですが、先生の御意見を踏まえ、今後、検討させていただければと思います。

【田中稲子委員】

はい。現時点で非常に不確定要素が含まれる内容ですし、守らないで実施するというのも当然考えられる内容と言いますか、努力目標のような形で示されていますので、是非、公表も検討させていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

【奥会長】

はい、お願いいたします。では、他の委員の方、いかがですか。よろしいでしょうか。無いようでしたら、私の方から1点。補足資料10ページで、保全対象種の生息環境の代償措置として整備される1.5haのイメージ図を示していただいていますけれど、こちらは土地区画整理事業でなさるということで、今回、そこが明らかになったかと思えます。準備書9.10-144ページに、もう1つ赤丸で調整池4のすぐ横のところに、「保全対象種の生息環境」として赤丸が示されているのですが、そちらについては、今回、このようなイメージは出てきていないのですが、そちらはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

【土地区画整理事業者】

今、この部分につきましては、貴重種として選定しているホトケドジョウが見つかっている部分がございますが、これにつきましては、今回の準備書というよりは、事業実施段階までにどのような構造でやっていくのか、どのような形状が良いのかを含めて検討させていただければと思っています。

【奥会長】

準備書段階では、その情報は明らかにできないということですか。

【土地区画整理事業者】

この部分については事業実施段階というところで考えているところがございます。

【奥会長】

分かりました。できるだけ、ホトケドジョウだけを想定するということが良いのかということも含めて、面積的にここはどれ位確保できるのかとか、そのようなことも、できれば準備書段階で、こちらのイメージ

図と併せてお示しいただけるとありがたいと思います。要望でございます。御検討ください。

【土地区画整理事業者】

はい。

【奥会長】

はい、他の委員の方よろしいでしょうか。12時になりまして、もう一つ、公園整備事業の方がございますので、よろしければ、そちらの審議に移らせていただきたいと思います。まだまだ御意見、御質問等あるかと思っておりますので、追加で御意見等あるようでしたら、事務局にメールで送付いただくということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、旧上瀬谷通信施設地区土地区画事業についての事業者との質疑、応答はここまでとさせていただきます。続いて（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業環境影響評価方法書の審議に移ります。

（事業者席替え）

(2) (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 質疑

ウ 補足資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】

御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見等を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。横田委員、どうぞ。

【横田委員】

はい。圍繞景觀について御検討いただきまして、ありがとうございます。このような方法でよろしいかと思うのですが、この地点のとり方の根拠として、みどりの発信エリアやみどりの実践エリアに対する圍繞景觀の評価という考え方と思います。一方で、例えばその海軍道路とかですね、その周辺の農地やあるいは草地、そういったところもやはり圍繞景觀の景觀要素ではあると思うのです。ですので、調査地点の選定の根拠として、今回はそのみどりの発信エリアや実践エリアに対する景觀を評価するということをきちんと述べていただければというふうに思います。特に、体験農園や日本庭園などの新しい施設が予定されている地域を対象にされているということだと思いますので、そのあたりの選定根拠がはっきりしたらよろしいかなというふうに思います。はい。この資料については、以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。事業者の方、御検討お願いいたします。

【公園整備事業者】

はい、承知しました。

【奥会長】

はい。では、押田委員、お願いします。

【押田委員】

ただいまの横田委員の補足です。フォトモンタージュを使用されていることは大変いいと思うのですが、そのときにフォトモンタージュを用いて何を計測するか、例えば広がりのある景觀が求められるところですので、見通し距離とかそういったものを求めるよというのを加えていただくとより良いかなと思いました。御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

【公園整備事業者】

はい、検討させていただきます。

【奥会長】

はい、お願いいたします。他の委員の方はいかがでしょうか。はい、

田中稲子委員、どうぞ。

【田中稲子委員】 今日の補足説明以外のことで、よろしいですか。

【奥会長】 はい、どうぞ。全体を通してでも構いません。

【田中稲子委員】 すいません、しばらくこの審議に参加していなかったもので、お聞きしたいのです。今回の環境影響評価項目の選定の中で、温室効果ガスが工事中においても供用時も選定されていないのですけれども、選定されていない理由を確認したいのですが。

【奥会長】 はい、どうぞ御回答ください。

【公園整備事業者】 まず、工事中につきましては、本事業、土地区画整理の後に行う事業になりまして、本事業によります大規模な土地の造成がないということから、建設機械の稼働や工事用車両の走行に関する温室効果ガスは非選定として考えております。供用時につきましては、対象事業実施区域内に自然を保全する、活用する計画でして、エネルギーを大きく使用する施設は少ないことから、温室効果ガスの発生がわずかであると考えております。こちらについても項目として選定する必要ないと考えております。

【奥会長】 どうでしょうか。

【田中稲子委員】 はい、現時点で計画が不明確な中で、その影響が少ないと言い切れるだけの根拠がちょっと分からないですね。供用時に設ける施設というのも常に使うものですから、規模がどの程度かというものを示した上で影響が少ないと言っていたかかないとちょっと根拠には乏しいかなと思います。できましたら選定していただいて、適切に評価するというのが前提かなと思いました。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

【公園整備事業者】 次回以降に説明をさせていただきたいと思います。

【奥会長】 はい、お願いいたします。

他の委員の方、いかがですか。はい、横田委員、お願いします。

【横田委員】 今日の資料とは別のことなのですが、先ほどの土地区画整理事業の中でお伺いしたこととの関連性で恐縮です。調整池3（土地区画整理事業における名称）と言ってしまって申し訳ないのですが、（土地）区画整理事業の中でお伺いした相沢川の切り回したところの下流側の東側にある調整池のところなのですが、先ほど上部利用ニーズが高いということが根拠でその地下化という話が出ていたのです。ここの公園事業としての考え方についてお伺いできればと思います。どのような上部利用ニーズが高く、どのようにそこを地下化しなければいけないのか。それも造成工事ではないかと思うのですが、工事規模としてどのようなものを想定されているかというあたりをお伺いできますでしょうか。

【公園整備事業者】 地下化される調整池の上の利用ですが、公園としましては賑わいですとか、レクリエーションのエリアとして設定させていただいております。そういったエリアの中には、草地広場ですとか遊具広場ですとか、あとは硬式野球場ですとか、運動広場等々、広場系の公園施設が配置されることを現状、想定をしております。

【横田委員】 今のは、東側に動かすことはできないのですか。というのは、相沢川の東側に今回の土地区画整理事業の中でお示しいただいた環境保全措置

のエリアがあるかと思うのですけれども、上部利用をそのすぐ東側でやらなければいけない理由というのが、あまり根拠がないように思うのです。

【公園整備事業者】 はい。上部利用と言いましても、基本的には現況地形の高さを想定しておりますので、新たに何か造成を大きくしてですね、地形を改変して地下に入れているというものではございません。

【横田委員】 はい。もちろんそうなのですけれども、そこを先ほどおっしゃられたスポーツ施設ですとか、賑わい施設にするという必要性ですね。そのあたりはいかがでしょうか。環境保全のほうを優先すべき空間にならないのでしょうかということです。

【公園整備事業者】 先ほど土地区画整理事業のほうでお示しをさせていただいていたエリアについては、そういったエリアとして、公園を計画していくものというふうに認識しております。

【横田委員】 それは西側のエリアだと思うのですけれども、この調整池のところでは、調整池のところでは、環境保全を検討できないのかということです。

【奥会長】 調整池3の上のところですよ。

【公園整備事業者】 はい。そちらについて、環境保全のみを選定するエリアとしては、現在のところ設定していないところでございます。

【横田委員】 その根拠がお伺いしたいというのが、今回の質問なのですけれども。

【公園整備事業者】 持ち帰らせていただいて、回答させていただきたいと思います。

【横田委員】 承知しました。既存の調整池です、十分に環境保全とレクリエーションを両立しているケースというのはあると思うのです。多くの事例があります。例えば多段式にするであるとか、少し造成は入りますけれども、うまく水調整とレクリエーションを混在させるということは可能だと思うのです。これは造成しないことを前提にされていますけれども、よりよい環境保全措置と人が使い利用するような土地の作り方ですね。これを是非検討いただければと思います。今日はこういったところで以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。他に手を挙げていらっしゃる方はいらっしゃらないですか。それでは手を挙げていらっしゃる方がいらっしゃらないようですので、他に御意見がないようでしたら、旧上瀬谷通信施設公園整備事業環境影響評価方法書についての質疑は以上とさせていただきます。事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

オ 審議 (2事業)

【奥会長】 では、先ほどの土地区画整理事業とそれから公園整備事業、この両事業について、あわせて審議を行いたいと思います。御意見ございましたらお願いします。

はい、藤井委員。どちらの事業に関することか、あらかじめ御発言いただく際に、おっしゃっていただければと思います。

【藤井委員】 はい。土地区画(整理事業)の件でちょっと御質問です。最後に奥会長の方から質問されていた件なのですけれども、今回のこの審査会にホトケドジョウのための整備とかそういう話が載ってこないということは

許されることなのですか。聞いていて、最後に奥会長が検討してくださいと指示をされましたけれど、検討してくださいでいいのか、それは載せるべきものなのか。本来だったら、この審査会に載ってこなければいけない話だと思うのです。その辺はどうなのかをお伺いしていければと思います。

【奥会長】 そうですね。私が検討してくださいと申し上げたのは、準備書段階の、今のこの段階で、そこを明らかにできるように御検討くださいということです。そういうふうに申し上げたつもりで、私自身も現段階でちゃんと示されるべきだというふうに思って発言いたしました。それが事業者にとちゃんと伝わっているかどうかは、事務局にお願いしたいと思います。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 藤井委員の御意見としては、準備書段階でそこも明らかにされるべきだという御意見だということですね。

【藤井委員】 そうですね。調整池の3のところと同じような話をしている、(調整池)4のところは、特にこちらの方がホトケドジョウなどを含めて重要性が高いと思うのですが、こちらの方は何も出ず、今後やりますという約束だけで良いのかという話ですね。

【事務局】 藤井委員や会長がおっしゃるとおり、当然準備書の段階で環境保全措置等も検討していく中で審議するものだと思います。事業者にもそのあたりの進捗状況等がよく分からないので、確認させていただいて、審査会にできるだけ、出せる範囲で出させていただくということで話してみたいと思います。そのような感じでよろしいでしょうか。

【奥会長】 はい。出すように、是非やっていただければと思います。
よろしいでしょうか。他はいかがですか。

横田委員どうぞ。

【横田委員】 環境保全措置の件で、同じ質問をさせていただいたのですが、土地区画整理と公園整備の方で、土地区画整理の方は準備書段階ということで、この段階での環境保全措置の熟度というのは、ある意味でやれるところの上限があるかと思うのです。一方で、環境保全措置を具体的に詰めていくのは公園整備の方なので、是非、公園整備の方に継続的に環境保全措置自体を改善する方向で調整を図っていただきたいと思いました。上部利用が必要な根拠が今日出てこないのに、土地区画整理の方で上部利用が必要であるから地下化するというふうに御説明されているのは、少し本末転倒な感じもしております、やはり公園整備と一体的にその空間をどうするのかということの調整を取った上で、環境保全措置の限界を決める必要があるかと思うのです。それが時間的に可能であれば、是非詰めていただきたいのですが、もしその準備書の方が先に進んでしまった後も、やはり公園整備の中で環境保全措置をできるだけ改良するようなことができればなと思いました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方にも今の御意見も事務局から伝えていただければと思います。

【事務局】 そうですね、藤井委員の御意見も同じような御意見かと思っておりますので、その辺はつきりと事業者にお伝えしていきたいと思っています。

【奥会長】 他はいかがですか。よろしいですか。はい。それでは特に追加は

ないようですので、議題に関わる調査審議はこれで終了といたします。本2案件は次回も審議を継続するということとなりますので、本日御発言の機会はなかった委員の方も次回以降、またよろしく願いいたします。本日の審議内容については、会議録案で御確認いただくということでお願いいたします。

では、本日予定されておりました議事は全て終了となります。事務局にお返しします。

(傍聴者退出)

- | | |
|-----|--|
| 資 料 | <ul style="list-style-type: none">・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価に関する補足資料 事業者資料・旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書、
(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の説明 事業者資料・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書に関する補足資料 事業者資料 |
|-----|--|